

高水給第843号

令和8年4月1日

各位

高槻市企業管理者

西岡博史

(公印省略)

給水装置工事施行指針の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、別紙「給水装置工事施行指針改訂一覧表」の通り改訂いたします。

なお、改訂した給水装置工事施行指針は、ホームページに公開いたします。

記

- 1 適用年月日 令和8年4月1日以降に申込みをする給水装置工事
- 2 主な変更点 別紙「給水装置工事施行指針改訂一覧表」参照

以上

給水装置工事施行指針改訂一覧表

・改訂箇所

給水装置工事施行指針

	掲載箇所	改訂前	改訂後
1	第2編第2章 (P44) 計画と設計 5 計画使用水量の決定 2) 受水槽式の計画一日使用水量等の算出	(2) 補給水量 $\text{補給水量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{計画一日使用水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{使用時間 (h/日)}}$	(2) 平均使用水量 $\text{平均使用水量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{計画一日使用水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{使用時間 (h/日)}}$ ① 平均使用水量を参考に、メーター適用使用流量範囲内で、受水槽流入水量を決定すること。 ② 受水槽流入水量は、メーター口径がφ40mm以下の場合は定流量弁もしくは流量調整弁、φ50mm以上の場合は流量調整器にて制御すること。
2	第2編第2章 (P46) 計画と設計 6 給水管の口径決定		6-1 給水管の口径決定 見出し追記
3	第2編第2章 (P49) 計画と設計 6 給水管の口径決定		6-2 メーターの選定 新規ページ追加

	掲載箇所	改訂前	改訂後												
4	第2編第2章 (P60) 計画と設計 10 メーターまわりの配管 1) メーターまわり標準図	<p>※ポリエチレン二層管で配管する場合、原則、分岐から止水栓までに継手を設置しないこととする。しかし、最小曲げ半径よりも小さな半径で曲げ配管を行うと出水不良や漏水の不具合が生じる可能性がある。それらを防止するため、適切な曲げ半径を確保できない場合、メーター上流側での曲げ配管を継手(エルボ)で配管するものとする。なお、適切な曲げ半径とは、管の外径の25倍以上であり、口径20mmでは70cm以上、口径25mmでは85cm以上となっている。</p>	<p>メーターまわりの標準施工は、メーター口径、給水管材料、給水方式によって異なり、以下のとおりとなる。また、ポリエチレン二層管の配管で表-2.2.10.1に示す最小曲げ半径を確保できない場合は、曲げ配管を継手(エルボ)で配管するものとする。なお、集合住宅等においてパイプシャフト内に設置するメーター口径20～25mmのメーター前後の配管等については、2-2-13“給水支管の設計”を参照とする。</p> <p>表-2.2.10.1 口径20 ポリエチレン二層管(1種管)最小曲げ半径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径(mm)</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小曲げ半径</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	口径(mm)	20	25	30	40	50	最小曲げ半径	55	70	85	100	120
口径(mm)	20	25	30	40	50										
最小曲げ半径	55	70	85	100	120										
5	第2編第2章 (P83) 計画と設計 15 受水槽設備の設計 4) 受水槽等の付属配管	<p>(8) メーター口径が40mm以上の場合、配水管及びメーターに急激な負荷がかかることを防止するため流量調整器を設置しなければならない。</p>	<p>(8) 配水管及びメーターに急激な負荷がかかることを防止するため、メーター口径が40mm以下の場合には定流量弁もしくは流量調整弁、50mm以上の場合は流量調整器を設置すること。</p>												

	掲載箇所	改訂前	改訂後
6	<p>第2編第2章（P87） 計画と設計</p> <p>17 メーター上流側の既設給水装置の更新</p> <p>1) メーター上流側の既設給水装置の更新について</p>	<p>建物の建替えに際しては、メーター上流側の配管においても建物と同様に給水装置を施行基準に適合するよう更新することに努めなければならない。</p> <p>ただし、主任技術者がメーターの設置位置、給水管の出水量及び材料の劣化状態等の既設給水装置を現場調査し、維持管理上支障が生じず、安定給水が可能であると判断したものに限り既設給水装置を利用することができる。</p> <p>建物の建替えに際しては、経年劣化による不具合を回避するためにメーター上流側の配管を更新するように努めなければならない。ただし、給水装置工事の前後においてメーター口径が同一の場合において、主任技術者がメーターの設置位置、給水管の出水量及び材料の劣化状態等の既設給水装置を調査し、維持管理上支障が生じず、給水装置工事後においても安定給水が可能であると判断したものに限り既設給水装置を利用することができる。</p> <p>なお、メーター上流側の既設給水装置を使用する場合、配管材料の劣化等により生じる時の主な不具合の例は、以下のとおりである。このような不具合が生じる可能性とそれに伴う問題については、主任技術者が</p>	<p>建物の建替えに際しては、メーター上流側の配管においても建物と同様に給水装置を施行基準に適合するよう更新しなければならない。</p> <p>ただし、主任技術者が既設給水装置の劣化状態等を現場調査し、漏水、異物流出（赤水等）、出水不良等がなく、メーターの設置位置、給水管の水圧・吐出量等が適切であり、水質（臭気、味、色、濁り）が担保できるもの、並びに維持管理上支障が生じず、安定給水が可能であると判断したものについては、この限りではない。</p> <p>建物の建替えに際しては、経年劣化による不具合を回避するためにメーター上流側の配管を更新しなければならない。ただし、給水装置工事の前後においてメーター口径が同一の場合、主任技術者がメーターの設置位置、給水管の水圧・吐出量（目安は37.7L/min）及び材料の劣化状態等の既設給水装置を調査し、維持管理上支障が生じず、給水装置工事後においても安定給水が可能であると判断したものに限り既設給水装置を利用することができる。</p> <p>なお、メーター上流側の既設給水装置を使用した場合の主な不具合事例は、以下のとおりであり、主任技術者から申込者に対して、現地調査結果と下記の不具合が生じる可能性とそれに伴う問題（漏水、水圧・水</p>

	掲載箇所	改訂前	改訂後
6	<p>第2編第2章（P87） 計画と設計</p> <p>1.7 メーター上流側の既設給水装置の更新</p> <p>1) メーター上流側の既設給水装置の更新について</p>	<p>ら申込者了承を得ておく必要がある。</p> <p>(1) 経年劣化による漏水、出水不良や異物の流出</p> <p>(2) 長期閉栓による出水不良</p>	<p>量低下）等について十分な説明を行ったうえで、了承を得なければならない。</p> <p>(1) 古い給水管は、経年劣化と無理な曲げ配管により管体にひび割れが生じて漏水するリスクがあること。</p> <p>(2) ポリエチレン一層管（昭和62年以前の給水管）が経年劣化すると、内面剥離により異物流出のリスクがあること。</p> <p>(3) 長期閉栓されている給水装置は、出水不良のリスクがあること。平成6年以前のサドル分水栓には密着コアが設置されていないため、特に注意が必要であること。</p> <p>(4) 新築等でガレージを含む外構がきれいに整備された後に漏水等が発生し、修繕工事を行った場合、修繕跡（掘削跡）が残ることがあるため、申込者と修繕者との間でトラブルになる場合があること。なお、水道部が修繕する場合は掘削した範囲をモルタル復旧することになり、タイル等の復旧はできない。</p> <p>(5) 「給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討報告書（令和4年3月（財）給水工事技術振興財団ほか発行）」によると、ポリエチレン一層管は埋設から約42年経過すると漏水の発生数が大幅に増える可能性が示されていること。</p>

	掲載箇所	改訂前	改訂後
7	<p>第2編第2章（P88） 計画と設計</p> <p>17 メーター上流側の既設給水装置の更新</p> <p>2) メーター上流側の既設給水装置を使用する場合の留意事項</p>	<p>(1)メーターの検針に支障が生じないことを確認すること。もし、検針に支障が生じる場合、検針が可能となるようにすること。</p> <p>(2)既設メーターボックスが公道のような道路部分にあるものは、敷地内の適切な位置へ移設する等のメーターの最適な位置への設置すること（詳細は、2-2-9“メーターの設置基準”を参照）。</p> <p>(3)既設給水管材料が、ポリエチレン一層管や塩化ビニル管のほか現在の登録材料ではない材料の場合、給水管の取替えを行うよう努めること。</p> <p>(4)既設給水管材料が鉛製給水管である場合、管理者と協議を行い、布設替工事を申し込み、鉛製給水管を解消するよう努めること。なお、管理者が行う鉛製給水管の布設替工事の対象は、メーターの設置位置や給水管口径が変更とならない場合に限るものとし、その対象範囲は、配水管の分岐からメーター下流側の鉛製給水管30cmまでとする。また、管理者が行う鉛製給水管布設替工事は、着工時期を当該給水装置工事と同時期に施工できるかは管理者と調整が必要となる。当該給水装置工事後に管理者が行う鉛製給水管布設替工事を行うことになった場合、当該工事敷地内の鉛製給水管が敷設されているメー</p>	<p>(1)メーターの検針・取替えに支障が生じないことを確認すること。もし、検針・取替えに支障が生じる場合、検針・取替えが可能となるようにすること。</p> <p>(2)既設メーターボックスが公道のような道路部分にあるものは、敷地内の適切な位置へ移設する等、メーターを最適な位置に設置すること（詳細は、2-2-9“メーターの設置基準”を参照）。</p> <p>(3)既設給水管材料が鉛製給水管である場合、管理者と協議を行い、布設替工事を申し込み、鉛製給水管を解消すること。なお、管理者が行う鉛製給水管の布設替工事の対象は、メーターの設置位置や給水管口径が変更とならない場合に限るものとし、その対象範囲は、配水管の分岐からメーター下流側の鉛製給水管30cmまでとする。また、管理者が行う鉛製給水管布設替工事は、着工時期を当該給水装置工事と同時期に施工できるかは管理者と調整が必要となる。当該給水装置工事後に管理者が行う鉛製給水管布設替工事を行うことになった場合、当該工事敷地内の鉛製給水管が敷設されているメーター上流側からメーター下流側</p>

	掲載箇所	改訂前	改訂後
7	<p>第2編第2章 (P88)</p> <p>計画と設計</p> <p>1.7 メーター上流側の既設給水装置の更新</p> <p>2) メーター上流側の既設給水装置を使用する場合の留意事項</p>	<p>ター上流側からメーター下流側 30cm の範囲を掘り返すこととなることを指定業者は所有者にあらかじめ説明しておくものとする。本工事跡の敷地内舗装等の復旧は、土又はモルタル復旧となる。</p> <p>(5) 給水管又はメーターが口径 13mm の場合、安定した給水量を確保するため、口径 20mm 以上に増径するように努めること。やむを得ず口径 13mm の既設メーター等を使用する場合等、申込者が出水不良等の可能性を含めて既設利用を行うことについて了承していることを確認するため、工事申込みに【様式第 10 号】“既設管利用誓約書”を添付するものとする。</p>	<p>30cm の範囲を掘り返すこととなることを指定業者は所有者にあらかじめ説明しておくものとする。本工事跡の敷地内舗装等の復旧は、土又はモルタル復旧となる。</p> <p>(5) 現行の基準に合わない既設の給水管や止水栓等を引き続き使用する場合は、申込者が出水不良等の不具合が生じる可能性とそれに伴う問題について理解した上で、既設利用を行うことについて了承していることを確認するため、給水装置工事申込時に【様式第 10 号】“既設管利用誓約書”を添付すること。</p>
8	<p>第3編第1章 (P146)</p> <p>表-3.1.1 工事申込みに係る様式一覧</p> <p>【様式第 10 号】</p>	<p>既設の給水管又はメーターを利用するとき</p> <p>下記工事場所において給水装置工事の申込みに伴い既設給水管を利用せず改造するように指導を受けておりますが、当方の都合により、既設給水管を使用するにあたり、下記事項を誓約します。</p>	<p>現行基準と合わない既設の給水管、止水栓又はメーターを利用するとき</p> <p>下記工事場所において給水装置工事の申込みに伴い既設給水管を利用せず改造するように指導を受けておりますが、主任技術者による既設給水装置の劣化状態等の現地調査の結果を理解した上で、当方の都合により、既設給水管を使用するにあたり、下記事項を誓約します。</p>

※その他、軽微な字句の修正含む

関係各位

高槻市企業
管理者 西岡 博史
(公印省略)

受水槽の流入水量の制御について（通知）

平素は、本市水道事業各般にわたりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび給水装置工事施行指針の改訂に伴い、受水槽の給水装置工事申込みについては、流入水量の制御が必要となりました。
つきまして、移行期間を経て以下の日程で変更しますので、給水装置工事の設計や申込みに係る見積もり、契約等においてご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 変更に至った背景

メーター口径が小口径の受水槽において、これまで流入水量の制御が行われず、メーターの適正使用流量範囲を超える等過大な流量が流入することにより、メーター内部の計量部品が破損し、メーターが故障する事象が発生していました。

それを踏まえ、メーター故障防止の観点から、メーター口径が40mm以下のものについては、定流量弁もしくは流量調整弁を受水槽廻り配管に設置することとしました。

なお、メーター口径が50mm以上の場合は、従前どおりメーター二次側（ボックス内）に流量調整器を設置していただきます。

2. 受水槽の流入水量の制御変更と日程

日程	これまで	移行期間 (R8. 4. 1～R8. 9. 30)	改正後 (R8. 10. 1～)
施行指針	<メーター口径：30mm以下> 流量調整等の設置の記載なし。 <メーター口径：40mm以上> メーター二次側に「流量調整器」を設置する。	<メーター口径：40mm以下> 受水槽廻り配管に「定流量弁もしくは流量調整弁」を設置する。 <メーター口径：50mm以上> メーター二次側に流量調整器を設置する。	
指導内容		申込日が4月1日以降の工事申込から「定流量弁もしくは流量調整弁」、「流量調整器」を設置し、流量制御を行わなければならない。 ただし、4月1日以前に開発協議・詳細協議が完了している案件は、その限りではない。	申込日が10月1日以降の工事申込から「定流量弁もしくは流量調整器」を設置し、流量制御を行わなければならない。

以上

関係各位

高槻市企業
管理者 西岡 博史
(公印省略)

メーター上流側の既設給水装置の更新について（通知）

平素は、本市水道事業各般にわたりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび給水装置工事施行指針の改訂に伴い、建物の建替えに際しては、経年劣化による不具合を回避するためにメーター上流側の配管を更新しなければならないこととなりました。
つきましては、移行期間を経て以下の日程で変更しますので、給水装置工事の設計や申込みに係る見積もり、契約等においてご注意いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更に至った背景

既設給水装置の使用は、経年劣化による漏水、及び内面剥離による異物流出のリスクが報告されている。また、「給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討報告書（令和4年3月（財）給水工事技術振興財団ほか発行）」によれば、ポリエチレン一層管は埋設から約42年経過すると漏水の発生数が大幅に増える可能性が示されていることから、建物の建替えに際しては、メーター上流側の配管においても給水装置を施行基準に適合するよう更新しなければならないこととした。

2. 既設給水装置の更新について変更と日程

日程	これまで	移行期間 (R8. 4. 1～R8. 9. 30)	本格実施 (R8. 10. 1～)
施行指針	施行指針に適合するよう更新することに努めなければならない。 ただし、主任技術者がメーターの設置位置、給水管の水量及び材料の劣化状態等の既設給水装置を現場調査し、維持管理上支障が生じず、安定給水が可能であると判断したものに限り既設給水装置を利用することができる。	施行指針に適合するよう更新しなければならない。 ただし、主任技術者が既設給水装置の劣化状態等を現場調査し、漏水、異物流出（赤水等）、出水不良等がなく、メーターの設置位置、給水管の水圧・吐出量等が適切であり、水質（臭気、味、色、濁り）が担保できるもの、並びに維持管理上支障が生じず、安定給水が可能であると判断したものについては、その限りではない。	
指導内容	・施行指針に適合するよう更新することを推奨する。	・ 施行指針（最小メーター口径20mm、ポリ2層管、流量調整型逆止止水栓）に適合するよう更新すること。 ・申込者の意向によりやむを得ず、主任技術者が現場調査（漏水、異物流出（赤水等）、吐出量等）を行い安定給水可能と判断した場合は、その限りではない。	
誓約書	メーター口径13mmの既設給水装置を引き続き使用する場合に限り、工事申込みに【様式第10号】“既設管利用誓約書”の添付が必要	メーター口径13mmの既設給水装置を引き続き使用する場合に限り、工事申込みに【様式第10号】“既設管利用誓約書”の添付が必要	施行指針に適合しない既設給水装置を引き続き使用する場合は全て、工事申込みに【様式第10号】“既設管利用誓約書”の添付が必要